

令和4年9月20日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和2年(ワ)第144号 広告表示差止請求事件

口頭弁論終結日 令和4年6月21日

判 決

岡山市北区奉還町1丁目7-7

原 告	特定非営利活動法人消費者ネットおかやま
同 代 表 者 理 事	河 田 英 正
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	河 端 武 史
同	加 藤 航 平

千葉県浦安市高洲2-4-10

被 告	株 式 会 社 イ ン シ ッ プ
同 代 表 者 代 表 取 締 役	小 野 伸 二 郎
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	佐 藤 壘
同	寺 井 友 浩

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 請 求

被告は、日刊新聞紙上の広告において、ノコギリヤシエキスについて頻尿が改善する効果を有するかのような表示をしてはならない。

第 2 事 案 の 概 要

本件は、適格消費者団体である原告が、「ノコギリヤシエキス」という名称のサプリメント（以下「本件サプリ」という。）に係る新聞広告（以下「本件広告」という。）の表示について、本件サプリは医薬品として承認されていないにもかかわらず、本件広告において頻尿の改善という医薬品的な効果効果を

表示していることなどが、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景表法」という。）30条1項1号（5条1号）所定の「商品（中略）の内容について、実際のもの（中略）よりも著しく優良であると誤認される表示」（以下「優良誤認表示」という。）に当たると主張して、本件サプリを製造・販売し、本件
5 広告の表示を行っている被告に対し、景表法30条1項1号に基づき、本件
広告の表示の差止めを求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いがない事実又は後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 原告は、平成27年12月8日、消費者契約法13条1項に基づいて内閣
10 総理大臣の認定を受けた適格消費者団体である（争いがない〔甲1の1～1
の3〕）。

(2) 被告は、栄養補助食品（サプリメント）の製造及び販売を主な目的とする
株式会社であり、景表法2条1項の「事業者」に当たる（争いがない〔甲2〕）。

(3) 被告は、ノコギリヤシ果実エキス（アメリカのサンブライト株式会社がパ
15 ッケーシングしたもの）を主要成分とする本件サプリの製造、販売を行って
おり、本件サプリに関する新聞広告（本件広告）において、次のような表示
を行っている（争いがない、甲3、33の1～7）。

ア 「夜中に何度も…」、「最近時間が…」、「外出が不安」、「中年男
性のスッキリしない悩みに！」との記載。

20 イ 寝間着を着た男性が、夜に、困ったような表情で下半身を震わせながら
扉のノブに手を掛けているイラストとともに「何度も…ソワソワ…」との
記載。

ウ 電車に乗った男性が、困ったような表情で下半身を震わせながら吊革に
掴まっているイラストとともに「早く降りたくて…ソワソワ…」との記載。

25 エ 本件サプリを服用した個人の体験談として「飲んでみたら、早めにスッ
キリしたので、大変うれしく思っております。」、「寒い時期も乗り切れ

そうです。」との記載。

オ 前記エの脚注として、「すべて個人の感想です。効果効能を保証するものではありません。」との記載。

カ 「栄養補助食品」と書かれた本件サプリのパッケージの記載。

キ 「健康食品のインシップ」との記載。

(4) 原告は、令和元年11月19日、消費者契約法41条1項に基づき、所定の書面により本件広告の表示の差止請求を行い、同書面は、同月20日、被告に到達した（争いがない〔甲4、5〕）。

2 争点及び当事者の主張

本件の争点は、本件広告の表示が優良誤認表示に当たるかであり、これに関する当事者の主張は次のとおりである。

(原告の主張)

ア 本件サプリは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「薬機法」という。）2条1項所定の医薬品ではないにもかかわらず、本件広告は、一般消費者において、本件サプリには、頻尿改善という身体に作用する医薬品的な効果効果があり、国により厳格に審査され、薬機法14条1項の承認を受けて製造、販売されている医薬品であるとの誤認を引き起こすおそれがあるから、本件サプリの頻尿改善効果の有無にかかわらず、優良誤認表示に当たる（以下、この主張を「原告主張1」という。）。

イ 仮にそうでないとしても、本件サプリには頻尿改善効果があるか疑わしいにもかかわらず、本件広告は、一般消費者において、頻尿改善効果があるとの誤認を生じさせるものであるから、優良誤認表示に当たる（以下、この主張を「原告主張2」という。）。

(被告の主張)

ア 広告表示では、一般にある程度の誇張を行うことは許容されており、本

件広告は、主観的、抽象的内容を表示するものにすぎず、人の疾病を治療又は予防する効能効果があることを示すものではないから、本件サプリが医薬品であるとの誤認を生じさせるおそれはない。

イ 本件広告は、一般消費者に頻尿改善効果を想起させるものではないが、仮に想起させるものであるとしても、本件サプリには頻尿改善効果があることを示す合理的根拠資料が存在し、実際に頻尿改善効果があるから、本件広告の表示と商品の内容に相違はなく、優良誤認表示には当たらない。

第3 当裁判所の判断

1 争点（本件広告の表示が優良誤認表示に当たるか）について

(1) 判断枠組み

景表法30条1項1号は、事業者が、「商品（中略）の内容について、実際のもの（中略）よりも著しく優良であると誤認される表示」（優良誤認表示）を行うときには、適格消費者団体において、当該事業者に対し、その停止等に必要な措置をとることを請求できる旨規定する。

広告は、通常、ある程度の誇張を含むものであり、一般消費者もそのことを通常想定しているものと考えられるが、その誇張の程度が一般に許容される限度を超えて一般消費者に誤認を与え、その誤認により顧客が誘引される程度のものである場合には、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあるものとして、「著しく優良であると誤認される表示」に当たるものと解するのが相当である。そして、景表法の目的が、商品等の取引に関連する不当な表示等による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することにあること（景表法1条）に鑑みれば、優良誤認表示に当たるか否かは、一般消費者が当該表示の内容全体から受ける印象や認識に基づいて判断すべきものと解される。

(2) 原告主張1について

前記前提事実のとおり、本件広告には、①「夜中に何度も…」、「最近時間が…」、「外出が不安」、「中高年男性のスッキリしない悩みに！」との表題の下、②寝間着を着た男性が、夜に、困ったような表情で下半身を震わせながら扉のノブに手を掛けているイラストとともに「何度も…ソワソワ…」との記載や、③電車に乗った男性が、困ったような表情で下半身を震わせながら吊革に掴まっているイラストとともに「早く降りたくて…ソワソワ…」との記載があることが認められ、これらの記載全体からすれば、一般消費者において、頻尿の男性に向けられた商品であるとの印象を受けるものといえる。

もともと、本件広告には、具体的な人の疾病名や特定の症状、それに対する具体的な治療効果等は記載されておらず、本件サプリを服用した個人の体験談として「飲んでみたら、早めにスッキリしたので、大変うれしく思っております。」、「寒い時期も乗り切れそうです。」という抽象的な記載がされているにとどまる。加えて、上記体験談には「すべて個人の感想です。効果効能を保証するものではありません。」との脚注が付されていることのほか、本件広告には「栄養補助食品」と書かれた本件サプリのパッケージの記載や「健康食品のインシップ」との記載があり、「第1類医薬品」、「第2類医薬品」ないし「第3類医薬品」等の表示はないことに鑑みれば、本件サプリについて医薬品的な効果効能が表示され、これがあたかも国により厳格に審査され、薬機法14条1項の承認を受けて製造、販売されている医薬品であるとの誤認を引き起こすおそれがあるということとはできない。したがって、原告主張1は採用できない。

(3) 原告主張2について

ア 後掲各証拠によれば、ノコギリヤシの頻尿改善効果等に関する報告等として、以下のものが存在することが認められる。

(ア) 効果を否定するもの

a 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「医薬基盤研究所」という。）のウェブサイトの「『健康食品』の素材情報データベース」には、良性前立腺肥大症の男性225人を対象とした試験において、1年間のノコギリヤシ抽出物の摂取により最大尿流量率、排尿後の残尿量等に影響は認められなかった旨等が、参考文献の表記と共に記載されている（甲7）。

平成18年頃に発表された上記のウェブサイト記載の引用元文献では、カリフォルニア大学等の研究において、中等度から重度の前立腺肥大症の男性225名を対象に、ノコギリヤシ抽出物（Indiana USA社が独自に開発した二酸化炭素抽出物をRexa11-Sundown社提供のソフトゼラチンカプセルに充填したもの）投与群とプラセボ（偽薬。薬効のない不活性物質。）投与群に分けて1年間投与したところ、両群の最大尿流量等に有意な差はなかった旨報告されている（甲16）。

b 平成30年に、前立腺肥大症に起因する男性下部尿路症状に対するノコギリヤシを用いたランダム化比較試験に関する22件の研究結果のメタ解析（類似の複数の研究結果を統合して効果等を解析する統計手法）を行った報告論文によると、ノコギリヤシ抽出物のプラセボに対する効果は僅かであり、下部尿路症状、前立腺肥大症の治療において臨床的に意味のある改善は認められなかったと報告されている（甲30の1、2）。

c 令和2年に、前立腺肥大症による下部尿路症状の治療におけるノコギリヤシを用いた無作為化対照試験に関する27の研究結果のメタ解析を行った報告論文によると、ノコギリヤシは排尿症状等にほとんど差を生じず、下部尿路症状を有する男性に臨床的な利益をもたらさな

い可能性があり、他の植物療法との併用により僅かに排尿症状を軽減する可能性があるが、不確実であると報告されている（甲31の1、2）。

(イ) 効果を肯定するもの

5 a 医薬基盤研究所は、ウェブサイト上で、複数の文献を引用した上で、
ノコギリヤシは、良性前立腺肥大症に伴う排尿困難、頻尿等の改善作用が期待されており、多くの臨床試験で有効な作用が認められている旨掲載していた（乙10）。

10 b 平成20年のキューサイ株式会社と静岡県立大学による臨床試験において、前立腺肥大症と診断された男性10名がノコギリヤシ果実抽出液を含有するカプセルを4週間飲用したところ、残尿量が有意に減少して正常値に近づき、7名が改善したと回答しており、また、最大尿流率の増加傾向や、前立腺肥大症による排尿障害の症状の指数を表すIPSS（国際前立腺症状スコア。高いほど重症を示す。甲22、
15 26。以下「IPSS」という。）の減少傾向が確認できたと報告されている（乙4）。

20 c ドイツの研究において、2000名の前立腺肥大症患者にノコギリヤシ抽出物のカプセルを3～6か月間投与したところ、残尿量が平均80mlから45mlに減少し、重度の排尿障害症状を示さない患者が24.9%から62.5%に増加し、88%の患者が治療成績良好と回答したと報告されている（乙11の1、2）。

25 ベルギーでの臨床試験において、67名の前立腺肥大症患者に1年間ノコギリヤシ抽出物のカプセルを投与したところ、IPSSが約60%低下し、最大尿流率が約22%上昇したことが報告されている（乙11の1、2）。

d 平成7年のフランスでの研究の学術論文において、中等度の前立腺

肥大症を患い、膀胱尿流障害の症状を有する男性951名を対象として、約半数の対象者にノギリヤシのヘキササン抽出物を用いた特定製剤であるPermixon（パーミクソン）（フランスの製薬会社であるピエール・ファーブル社が製造し、フランスにおいて前立腺肥大症に伴う排尿障害の治療薬とされているもの。）を、残りの約半数の対象者にノギリヤシを含まない前立腺肥大症の治療薬であるフィナステリドを、それぞれ26週間投与したところ、①IPSSは、Permixon治療群で37%低下、フィナステリド治療群で39%低下がみられ、②3ml/秒を超える最大尿流率を記録した患者はPermixon治療群の36%、フィナステリド治療群の39%であり、③最大尿流率が30%を超える上昇を示した患者はPermixon治療群の36%、フィナステリド治療群の41%であつて、各治療群の3分の2の患者に治療効果が認められ、Permixonとフィナステリドは前立腺肥大症の管理において同等性を有する旨報告されている（乙6の1、6の2、12の1、12の3）。

e. 医薬品や健康食品等の貿易事業、受託研究、受託製造等を行う東洋サイエンス株式会社がまとめた資料によれば、①前立腺肥大症の患者85名を対象とする臨床試験において、6か月間、ノギリヤシ抽出物又はプラセボを投与したところ、IPSSが、ノギリヤシ抽出物投与群では16.7から12.3に低下したのに対し、プラセボ投与群では15.8から13.6への低下にとどまり、ノギリヤシ抽出物投与群では、プラセボ投与群に比べて排尿困難な患者の泌尿器症状が有意に改善したとの報告、②前立腺肥大症の患者184名を対象とする臨床試験において、6か月間、ノギリヤシのエタノール抽出物を投与したところ、排尿回数が減少し、残尿量が平均50%低下したとの報告、③前立腺肥大症の患者1533名を対象とする臨床試験に

において、3か月間、ノコギリヤシのエタノール抽出物を投与したところ、平均残尿量やIPSSが低下したとの報告がある（甲25、乙21）。

f 平成28年に、ノコギリヤシに関する12件の研究結果のメタ解析を行った報告論文によると、Permixon（ノコギリヤシの特定製剤）は、プラセボに比べ、夜間頻尿回数の減少、最大尿流量の増加において有効であって、IPSSを改善し、フィナステリド等と同等の有効性があったと報告されている（甲28の1、2、乙28）。

g 平成29年に、前立腺肥大症に伴う下部尿路症状に対するPermixonを用いた無作為化対照試験等に関する27件の研究結果のメタ解析を行った報告論文によると、Permixonは、プラセボに比べて、夜間頻尿を減らし、最大尿流量を増加させ、前立腺肥大症の治療薬と同等の有効性を有することが示されたと報告されている（甲29の1、2、乙29）。

(ウ) 効果を肯定する研究と否定する研究の両方について触れるもの

a 令和2年に日本排尿機能学会及び日本泌尿器科学会が作成した「夜間頻尿診療ガイドライン〔第2版〕」において、①ノコギリヤシの夜間頻尿に関する論文は散見され、6編のメタ解析等で夜間頻尿回数に対する有効性が示されている一方で、研究の多くに研究デザイン等の問題も指摘されている旨、②最新のメタ解析でも、男性下部尿路症状、前立腺肥大症に対する有効性が示されている一方で、大規模ランダム化比較試験において下部尿路症状の有意な改善は見られなかったとの報告もある旨記載されている（甲32）。

b 令和2年頃に掲載されたアメリカのNCCIH（アメリカ国立補完統合衛生センター）の見解を厚生労働省が紹介しているウェブサイトには、①多くの研究において、男性の前立腺肥大に関連する排尿症状

5
10
15
20
25
に対して様々なノコギリヤシ製剤が評価されてきた旨、②米国国立衛生研究所が助成した2件の大規模研究では、ノコギリヤシ製剤について前立腺肥大の症状に対するプラセボ以上の効果を確認できなかった旨、③他の一部の研究では、前立腺肥大の症状に有効である可能性が示唆されたが、研究の質が低かった旨、④前立腺肥大への有効性が確実に証明されたノコギリヤシ製剤はない旨などが記載されている（甲34）。

イ 前記アによれば、確かに、ノコギリヤシ製剤について、プラセボに比べて最大尿流量等に有意な差はないなどとする報告があることが認められる。

もつとも、薬機法に基づき、国により有効性等について厳格に審査されて承認を受けている医薬品でさえ、対象者の素因や症状の程度、試験の条件、評価方法等によって、治療効果がみられないとの試験結果が出ることはあり得るものであり、効果がないとの論文が存在したり、他国では医薬品として認められていなかったりするものも存在すると考えられ（乙9の1～3）、そのような場合であっても、直ちに治療効果がないものと評価することはできない。

前記(2)で説示したとおり、本件広告は、具体的な人の疾病名や特定の症状、それに対する具体的な治療効果等は記載されておらず、医薬品的な効果効果が表示されていないどころか、個人の体験談として「早めにスッキリした」、「寒い時期も乗り切れそう」という抽象的な記載がされているにとどまるものであって、その改善効果の程度も明らかにされていない上、上記体験談の脚注として「すべて個人の感想です。効果効能を保証するものではありません。」との記載があることからすると、一般消費者において、本件サプリにより一定程度の頻尿改善効果が得られる可能性があるとの印象を生じさせるものにとどまり、また個人差があることも想定で

きるものといえる。上記のとおり、有効性等について厳格に審査されて承認を受けた医薬品でさえ、治療効果を否定する試験結果等が存在し得るのであるから、あくまで個人差のある一定程度の頻尿改善効果の可能性を表示しているにすぎない本件広告について、同効果に否定的な研究があるからといって、このことから直ちに優良誤認表示に当たるなどということはできない。

ノコギリヤシの頻尿改善効果を否定する前記ア(ア) a の論文の「考察」欄においても、先行研究となる平成13年の系統的レビューで確認された21件のノコギリヤシに関する無作為化プラセボ比較試験の中には、ノコギリヤシでは、プラセボに比べて、AUASI (概ねIPSSと同義。甲23、27) の改善や最大尿流量の増加が見られたとの報告などがあり、これらの一連の試験には平均期間が13週間であることなどの方法論的限界があるものもあるが、これらの過去のエビデンスの重みはノコギリヤシが泌尿器症状と尿流量対策において軽度から中等度の改善を誘導するかもしれないことを示している旨を記載した上で、それらの先行研究と結論を異にした要因として、先行研究ではノコギリヤシとプラセボの割付けの盲検化の有効性の評価がされていないことなどについて述べられている(甲16)。当該論文は、頻尿改善効果を肯定する従前の研究結果の存在を前提とした上で、自身の研究結果の方がより正当性があることを述べるものであって、結局のところ、研究方法の正当性や評価等について、見解が異なる論文が存在するにすぎない。

かえって、前記ア(イ)のとおり、ノコギリヤシの頻尿改善効果を肯定する研究報告等も相当数見られるのであるから、ノコギリヤシに、少なくとも個人差のある一定程度の頻尿改善効果が認められる可能性は否定し切れない。そうすると、本件広告が、一般消費者に、一般に許容されている限度を超えて「著しく優良」であるとの誤認を与えるものとまではいえない。

から、優良誤認表示に当たるということはできない。

ウ これに対し、原告は、①前記ア(イ)dの研究結果(乙12)は、プラセボ群がないため、適切な実験結果ではない旨、②被告の主張するメタ解析結果は、フランスのピエール・ファーブル社製のPermixonに関するものであり、被告が販売する本件サプリとは異なる旨主張する。

しかしながら、①については、前記アのとおり、プラセボと比較した研究においても、頻尿改善効果を肯定する報告が複数あるから、原告の主張は採用できない。

また、②については、前記前提事実のとおり、本件サプリは、アメリカのサンブライト株式会社がパッケージングしたノギリヤシ果実エキスを主要成分とするものであるが、その効果を評価するに当たり、これと異なる製造会社が製造したノギリヤシのヘキサン抽出物を用いた特定製剤であるPermixonに関する研究が直ちに参考にならないものではなく、そもそも原告の指摘するノギリヤシの頻尿改善効果を否定する報告等(前記ア(ア))自体も、サンブライト株式会社がパッケージングしたノギリヤシ果実エキスに限定した研究結果とは認められない。加えて、前記アのとおり、Permixonに限らず、他のノギリヤシについても、頻尿改善効果を肯定する研究報告等が複数存在するのであるから、原告の主張は採用できない。

2 結論

以上によれば、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

岡山地方裁判所第1民事部

裁判長裁判官 奥 野 寿 則

裁判官

大

島

眞

美

裁判官

中

村

雅

人

これは正本である。

令和4年9月21日

岡山地方裁判所第1民事部

裁判所書記官 北川 生

